

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設利用料金表

「令和 8年 6月 改定」

ゆいまーる習志野介護老人福祉施設

ご利用料金は、下記の通りです。

介護保険負担分				
	基本単位	加算内容・単位合計 ・看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ・精神科医師療養指導 ・夜勤職員配置加算 ・科学的介護推進体制加算 ・協力医療連携体制加算 ・生産性向上推進体制加算(Ⅱ) ・日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日あたりの 単価 ※月単位加算除く	1ヵ月あたりの 利用料金 (31日換算)
1割負担(従来型個室、多床室)				
要介護1	589	166	811 円	25,261 円
要介護2	659	166	899 円	27,989 円
要介護3	732	166	989 円	30,779 円
要介護4	802	166	1,076 円	33,476 円
要介護5	871	166	1,161 円	36,111 円
2割負担(従来型個室、多床室)				
要介護1	589	166	1,623 円	50,553 円
要介護2	659	166	1,798 円	55,978 円
要介護3	732	166	1,977 円	61,527 円
要介護4	802	166	2,152 円	66,952 円
要介護5	871	166	2,323 円	72,253 円

A

□その他の加算(該当者)

- ・外泊、入院時費用加算
- ・経口維持加算
- ・口腔衛生管理加算
- ・療養食加算
- ・初期加算
- ・安全対策体制加算
- ・退所前連携加算
- ・退所時相談援助加算
- ・退所前後訪問相談援助加算
- ・看取り介護加算

注意 日割り計算しておりますので、実際のご利用料金と数円の誤差が生じております。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ…総単位数に14.0%を掛けて算出しております。

B

自己負担分

下記の第1から第3段階に該当しない方

利用者負担第1段階

生活保護受給者又は世帯全員が市町村民税

非課税者である高齢福祉年金受給者

利用者負担第2段階

世帯全員が市町村民税非課税者であり、前年の合計所得金額

と課税年金収入額、非課税年金収入額が80万円以下の方。

利用者負担第3段階－①

世帯全員が市町村民税非課税者であり、前年の合計所得金額

と課税年金収入額、非課税年金収入額が120万円以下の方。

利用者負担第3段階－②

世帯全員が市町村民税非課税者であり、上記

第1、2、3-①段階に該当しない方

	居住費	食費	1ヵ月(31日換算)
従来型個室	2,340円	1,697円	125,147円
多床室	1,339円		94,116円
	居住費	食費	1ヵ月(31日換算)
従来型個室	380円	300円	21,080円
多床室	0円		9,300円
	居住費	食費	1ヵ月(31日換算)
従来型個室	480円	390円	26,970円
多床室	430円		25,420円
	居住費	食費	1ヵ月(31日換算)
従来型個室	880円	650円	47,430円
多床室	430円		33,480円
	居住費	食費	1ヵ月(31日換算)
従来型個室	880円	1,360円	69,440円
多床室	430円		55,490円

1ヶ月のご利用料金

A (該当する介護度・居室) + **B** (該当する利用者負担段階)

※ 医療費は含まれておりません。